



三重県公報

令和6年3月5日 (火)

第 495 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
140	環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(環境生活総務課)	2
141	都市計画事業の認可	(下水道事業課)	3
142	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(出納局)	4
公 告			
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	4
	建築基準法の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定	(建築開発課)	4
特定調達公告			
	落札者を決定した旨	(議会事務局)	5

告 示

三重県告示第 140 号

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 6 年 3 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

環境生活部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 243 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(1)の表第 18 号の項（B）の欄及び（C）の欄を次のように改める。

東日本大震災又はその他大規模災害により経済的な理由から就学が困難となった私立学校に就学する生徒等の保護者の経済的負担を軽減することにより就学機会の確保に資する。	東日本大震災又はその他大規模災害により経済的な理由から就学が困難となった私立学校に就学する生徒等の授業料を減免するのに要する経費及び入学金の一部の助成に要する経費
--	---

別表 1(1)の表第 24 号の項（E）の欄を次のように改める。

小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校、専修学校又は外国人学校を設置する学校法人

別表 1(7)の表の次に次の一表を加える。

(8) 地球温暖化対策課関係

区分	(A) 補助金等の 名 称	(B) 補助金等の交付的 目 的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助率又は 補助額	(E) 補助対象者
1	三重県太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金	再生可能エネルギーの活用を促進し、脱炭素社会の実現を図る。	補助対象の市町において県民が自ら所有し居住する住宅の屋根等に太陽光発電設備等を設置する事業に要する経費	別に定める。	市町
2	三重県太陽光発電設備等設置費（事業者向け）補助金	再生可能エネルギーの活用を促進し、脱炭素社会の実現を図る。	事業者が自ら所有し事業を営む建物の屋根等に太陽光発電設備等を設置する事業に要する経費	別に定める。	別に定める要件に該当する県内事業者
3	三重県県有施設太陽光発電設備等設置費（P P A方式）補助金	再生可能エネルギーの活用を促進し、脱炭素社会の実現を図る。	県有施設の屋根等に P P A方式による太陽光発電設備等を設置する事業に要する経費	別に定める。	別に定める。

別表 2 の表中

「

15	三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金	
----	-----------------------	--

」

を

「

15	三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産
16	三重県太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金	
17	三重県太陽光発電設備等設置費（事業者向け）補助金	
18	三重県県有施設太陽光発電設備等設置費（P P A方式）補助金	

」

に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の環境生活部関係補助金等交付要綱の規定は、令和5年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 141 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和6年3月5日

三重県知事 一 見 勝 之

1 施行者の名称

いなべ市

2 都市計画事業の種類及び名称

桑名都市計画下水道事業 流域関連いなべ市員弁町公共下水道

いなべ都市計画下水道事業 流域関連いなべ市北勢町公共下水道

いなべ都市計画下水道事業 流域関連いなべ市大安町公共下水道

3 事業施行期間

令和6年3月5日から令和10年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

いなべ市員弁町大字宇野字屋敷、字下外面及び字野添、大字岡丁田字岡山、字向島、字丁田、字暮明前、字岡辰、字北松之木、字和里山、字岡前、字丁田浦及び字鳥戸、大字下笠田字旭、字見田、字御殿及び字楠、大字笠田新田字永山、字海道下、字外側、字五右エ門田、字七ツ橋、字小向、字上起、字西永長、字西山、字大丸、字東永長、字鳩岡、字北永長、字長溜、字芽指及び字広表、大字御菌字森之下及び字道南、大字坂東新田字五番割、字三番割、字七番割、字二番割及び字六番割、大字市之原字坂東、字細谷及び字白岩谷、大字松之木字岡辰、字五軒屋、字笹谷、字松之木、字大丸、字南松之木、字北松之木、字奥田、字岡山、字半之木及び字野郷、大字松名新田字松名、大字上笠田字上山田川、字北野、字下山田川、字谷垣内、字丸一、字茶屋之下、字東外面及び字南垣内、大字西方字宮之東、字五軒屋、字垣内、字菖蒲池及び城屋敷、大字石仏字勘次郎溜及び字天皇、大字楚原字稻荷山、字雨池、字一本松、字小向、字宮之腰、字森南、字瀬古口及び字東溪、大字大泉字笹谷、字大丸、字沢浦、字五軒屋、字未新田、字茨原、字宮之東、字熊戸、字広面、字山上、字長宮、字野郷、字野中、字垣内、字坂之下、字出口、字水谷及び字植田、大字大泉新田字追分、字藤谷、字岡辰、字今入、字塚本、字南八畝割、字北八畝割、字野畑、字野溜、字矢田、字源氏及び字前田、大字東一色字暮明前、字東谷、字暮明、字天皇、字大谷、字鳥戸、字一色浦、字屋敷、字村東、字奥田及び字茶屋浦、大字畑新田字上ノ割、字上圀、字溜岸、字池ノ脇、字垣内、字五軒屋、字三反丸、字西垣内、字中垣内、字藤谷及び字北垣内、大字平古字一之郭、字二之郭上、字二之郭中、字六之郭、字七之郭及び字二之郭下、大字暮明字暮明前及び字東谷並びに大字北金井字富山、字暮明前、字名部坂、字亀谷、字宮西、字宮東、字北松之木、字吉備川及び字古林、いなべ市北勢町大字阿下喜字下北田、字上中河原、字西別当、字中川原、字東別当、字八反田、字樋之口、字北河原、字上北田、字谷坂、字荊萩、字上惣作、字惣作、字塚原、字落合、字久保、字西広、字八石、字八幡洞及び字木之実坂、大字下平字権現、大字垣内字持光、字西屋敷、字前田、字東垣内及び字二之坂、大字京ヶ野新田字下周圍及び土井下、大字瀬木字井水西、字井水東、字宮西、字川向、字北山田及び字安喜畑、大字其原字楚里、字上垣内、字天王、字元垣内、字小河岸、字下新田、字梶ヶ坂、字広上及び字上新田、大字大辻新田字下ノ切、字上ノ切及び字大辻野、大字中山字宮之東、字西野及び字宮之南、大字東村字阿下喜前、字小山、字今村、字上之方、字神ヶ崎、字新貝及び字竹之後、大字南中津原字尾山及び字寺野、大字飯倉字北之貝戸、字小林及び字墓貝戸、大字別名字カンナ垣内、字市之坂、字新貝、字南沢、字白口及び字前田、大字麻生田字麻野、字小山口、字楚里、字南一色、字北一色、字北野、字下野畑、字中道、字中野、字下一色、字広及び字大野、大字治田外面並びに大字麓村字谷口、字ハラ門、字丸切及び字東野、いなべ市大安町大字宇賀字北垣内、字北瀬古、字御畑、字栗林、字御門、字西ヶ窪、字谷山及び字南野、大字宇賀新田字御地、字前田、字中筋、字東野及び字鍋坂、大字高柳字垣内、字

江文、字淵田、字薬師、字馬置、字辻、字南谷戸及び字北谷戸、大字石樽下字月岡、字神明、字中尾、字辻内、字経塚及び字野間、大字石樽東字戸井、字山垣内、字市場、字獅ヶ谷、字宗玄、字上垣内、字上島ヶ原、字新田、字神田、字中川原、字畑鳴、字北垣内、字棕里、字湊川、字経塚、字北野、字一色垣内、字下百合沢、字上小原、字上百合沢、字西大野、字南林、字楠木、字野口、字野畑、字野々田、字下小原、字下島ヶ原、字中大野、字東小原及び字東大野、大字石樽南字細瀬古、字山之田、字山條、字西石合、字東石合、字西八幡、字千坪、字前林、字大門、字地古田、字南一色、字木戸口、字西川原、字東一色、字東川原、字東八幡、字洲及び字野々田、大字石樽北字京垣内、字権現、字細瀬古、字寺尾、字戦場田、字大垣内、字東谷田、字東風呂屋及び字六反田、大字石樽北山字教正垣内、字前田、字北田、字和正及び字権現、大字大井田字欠ノ下、字坂郷、字下小原、字外辻、字幸治郎谷、字砂貝道、字上小原、字西山横道東、字大辻、字中小原、字南沢、字野添、字見上、字江丸、字砂貝道、字真動山、字瀬古口、字西ノ口、字蔵垣、字南川、字北代、字清水及び字明珍、大字大泉字西神貝、字下中島及び字東神貝、大字丹生川久下字松ノ木、字阿弥陀寺、字野添、字前田、字平浄、字生保柴及び字保西、大字丹生川上字下街途、字上街途、字正法寺、字切口、字大門、字中街途、字中之内、字丁田、字田中前、字梨本及び字中島、大字丹生川中字五反田、字小島、字松之木、字上田、字中貝戸、字田尻及び字花白、大字鍋坂字上川原、字中川原、字鍋坂及び字下川原、大字南金井字雁田、字小割、字上大谷、字世々上、字西中尾、字石佛、字石佛東、字長谷、字東中尾、字馬盥、字下沢、字笠取、字宮之下、字金井、字坂ノ下、字大貝戸、字中山畑、字丁田、字尼ヶ谷、字北山畑、字北川原、字申畑、字中新貝、西山畑及び字中之坪、大字梅戸字銀山、字宮之下、字坂之下、字舟臥、字大欠上、字沢、字東川原、字野手、字下新貝、字申畑、字中尾、字中際、字中之坪、字西山、字小馬場、字伊勢松及び字北川原、大字平塚字羽田、字下北代、字神明、字岡、字下小原、字下両ヶ谷、字古道、字三井、字上小原、字上松崎、字赤坂、字塚越、字楮、字内山、字南花、字八幡、字下松崎及び字尼ヶ谷、大字片樋字宮山、字上垣内、字新起、字大久保、字中垣内、字下垣内、字宮ノ南及び字杉本、大字門前字江丸、字東川原、字西谷、字雁田、字大貝戸、字谷口、字丁田、字天水、字溜奥、字薬師前、字上之端及び字郷境、中央ヶ丘一丁目、中央ヶ丘二丁目並びに中央ヶ丘三丁目地内

三重県告示第 142 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 6 年 3 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
株式会社 三十三銀行	長島支店	北牟婁郡紀北町長島 937 番地の 6	北牟婁郡紀北町東長島 3408 番地 1	令和 6 年 3 月 11 日

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 2 月 21 日に終了した旨、三重県松阪農林事務所長から通知がありました。

令和 6 年 3 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
松阪市五主町及び同市曾原町

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 2 第 1 項の規定により、公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造について、次のとおり認定しました。

令和 6 年 3 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

認 定 年 月 日	一敷地内認定建築物の認定	
	認 定 年 月 日	対 象 区 域
令和6年2月26日	昭和54年11月13日	伊賀市御代字瀬古1205番3ほか4筆

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年3月5日

三重県知事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県議会自動車運行管理業務委託 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町13番地
三重県議会事務局 総務課 |
| 3 | 落札者決定日 | 令和6年2月20日 |
| 4 | 落 札 者 | 東京都新宿区西新宿6丁目6番3号
日本道路興運株式会社 代表取締役社長 山口 哲也 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 33,560,865円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和6年1月5日 |

発 行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
